

平成22年 3月26日

平成22年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成22年第3回教育委員会定例会会議録

平成22年3月26日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

野口和矩	委員	委員長
櫻井光政	委員	
高山美智子	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金澤 彰
教育地域力推進担当部長	金子 武史
教育総務課長	下遠野 茂
教育改革担当課長	薄根 幸
施設担当課長	石井 一雄
教育事務改善担当課長	福本 英也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	小泉 邦雄
校外施設整備担当課長	星 光吉
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴木 邦夫
副参事	内野 雅晶
社会教育課長	榎田 隆一
大田図書館長	平野 秀康

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第3回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 野口和矩

○委員長

平成22年第3回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。

なお、本日は傍聴希望者がいる。傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

会議録署名委員に清水教育長を指名する。

日程第1 「教育長の報告」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

1 区議会第1回定例会について

2月22日から開催された第1回定例会は、昨日最終日を迎えた。平成22年度予算が、一般会計2,267億6,542万円のほか、四つの特別会計について、すべて原案どおり可決された。教育委員会定例会において審議した総合体育館条例についても全会一致で可決された。

2 区立小・中学校の卒業式について

区立小・中学校の卒業式は滞りなく実施された。区議会において、中学校の卒業式に参列された議員から静粛な中に非常に感動的なよい式であったと話しがあつた。大変すばらしい式が挙行されたのではないかと思う。

3 中学生東京駅伝について

3月21日に行われた第1回中学生東京駅伝は、51市区町村が参加し、各区・市が代表チームを編成して戦った。当区は、男子チーム第4位、女子チーム8位となった。これについては、中学校PTA連絡協議会に全面的に協力していただいた。当日は、保護者の方々、地域の方々、学校が一緒になって300名位の応援団を編成し、手旗を持ちながら、本当に一生懸命熱意を持って応援していただいた。これにより、子どもたちも頑張つて、その力を発揮し、この成績を実現したのだと思う。

私は、今年度、教育振興プログラム中の体力向上プログラムを実行していくにあたり、非常に大きなデモンストレーション効果が発揮されると思う。

最初は見ず知らずの子どもたちが、新チームの編成で共に練習する課程でお互いに

知り合い、厳しい練習に耐えて徐々にタイムを上げていき、やがてはチームのために更にタイムを上げて頑張っていこうという気力が養われたと思う。この例を各中学校にも広く周知し、この頑張りの姿を各学校の学力向上も含めて、気持ちを上向きにする材料に使っていきたいと考えている。

○委員長

教育長の報告にあったが、私も区議会第1回定例会に出席し、教育委員会の所信表明を行った。その後、代表質問、一般質問にも参加したが、議員の方々は、教育問題に非常に関心が高いと感じ、教育委員として改めて頑張らなければいけないという気持ちになった。

教育長の報告に意見、質問はないか。

○櫻井委員

小学校の卒業式に私も参列した。式は非常に良かったが、何か事情があったのか、ある中学校の代表が式に遅れて来た。その小学校の校長は、退任される方だったので、最後に有終の美を飾りたい、式も遺漏なくされたいと思っていたと思う。主賓の一人が遅れて来るということがあって、私は少し失礼だと思った。

○委員長

そのほかに意見、質問はあるか。

駅伝はどこで行われたのか。

○教育長

駅伝は、晴海埠頭で行われ、男子は42.195kmコース、女子は30kmコースを走った。これに携わった校長の話では、練習する中で子どもたちがどんどん成長していき、最後は自分の役割を果たし、しっかり最後まで走り抜けたということで、皆が感動していた。来年も、ぜひ頑張ってもらいたいと思っている。

○委員長

このチーム編成は、どのようにしたのか。

○教育長

1,500m走のタイムなどもあるが、陸上競技大会などで優秀な成績だった子どもたちを集めて、チーム編成したようだ。今回出場した選手が頑張ったので、この成果が広く周知されれば、来年は自分が走ってみようという子どもたちが出てくるのではないかと期待している。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部長、課長の報告事項」

○委員長

部課長の報告を求める。

○大田図書館長

郷土博物館の特別展開催と臨時休館について報告する。

1 資料燻蒸 6月8日(火)から6月10日(木)まで休館

2 特別展「(仮称)ふしぎな土器—縄文土器のなぞ—」

(1) 会期 10月10日(日)から11月14日(日)まで

(2) 開催準備 10月5日(火)から10月9日(土)まで休館

(3) 資料撤去 11月16日(火)から11月19日(金)まで休館

3 特別展の概要

縄文土器は、今からおよそ1万3,000年前に日本列島で作られていた。基本的には煮炊きに利用されていた土器だと言われているが、その後、約1万年の間に、大分たくさんの土器が作られた。縄文土器については、非常に変わった形のものもあり、誰がどんな目的で作ったのかなど、すべてが解明されているわけではない。今回は、そうした謎に包まれた土器を幾つか選び、今日までの研究成果とあわせて展示し、なるべく興味深いものにしていきたいと考えている。

なお、会期中に講演会等も予定している。詳細については別途、報告する。

○委員長

ただいまの報告について、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第11号議案について説明を求める。

○教育総務課長

第11号議案 大田区立御園中学校指定校変更不許可決定に係る異議申立ての決定について説明する。

決定（案） 異議申立て人が平成22年3月1日付け及び平成22年3月9日付けで提起した指定校変更不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文 本件異議申立てを却下する。

理由 1 本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成22年2月24日付けで異議申立て人（以下「申立人」という。）に行った、大田区立御園中学校（以下「御園中学校」という。）への指定校変更申請に対する不許可決定の取消し及び御園中学校への指定校変更を求めるものである。2 平成22年3月24日、教育委員会は学校教育法施行令第一条に定める学齢簿の編製事務に際して住民基本台帳から、異議申立人の子（以下「子」という。）が平成22年3月23日付けで以下の住所に転居したことを確認した。この転居に伴い、この就学指定校は御園中学校となるため、教育委員会は平成22年3月24日付けで御園中学校の就学通知書を申立て人に送付した。3 従って、本件異議申立てについては、訴えの利益がないため行政不服審査法第47条第1項に基づき申立てを却下する。

なお、3月16日に申立て人による口頭意見陳述聴取を実施した。口頭意見陳述記録については、既に委員に報告したとおりである。

○委員長

ただいま説明について、意見、質問はあるか。

○高山委員

口頭意見陳述記録を読んだが、お子さんが不登校宣言をされていたということで、両親、特に母親としてはどれほど胸が痛かったかと思う。教育委員会では12月の区報及びホームページで周知していたと説明していたが、申立て人が「一般の保護者がどれだけ区報や教育委員会のホームページを見るでしょう。」と言っていた。今後は、「おおたの教育」にも掲載したら良いと思う。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○櫻井委員

結論については、問題が転居という形で解決し、異議申立ての適格がなくなるということで、却下という判断以外はあり得ないと思う。

口頭意見陳述記録の取扱いについては、後でどういう事案だったのかということをよく理解するために、本定例会の記録として加えると良いと考える。

法律の世界では「法の不知はこれを許さず。」と言って、私達が読んだことのないような法律でも守らなければいけない。しかし、高山委員からも指摘があったが、行政にはサービスの側面もあるので、どのような決まり事があるのか、特に区民が間違いやすい部分を大きく周知する必要があるのではないか。

今回の例で言うと、複数のお子さんがいて指定校変更をする場合は、兄弟姉妹と別々の学校になる可能性があるというリスクもあるとか、指定校変更で小学校に入った場合は、その小学校の学区にいる子どもが行く中学校に当然入れるわけではないということを経験としてわかりやすく知らされていたら、別の選択をした親御さんもいると思う。

事務局においては、よく寄せられる質問や誤解されがちな点について、周知の仕方を工夫して欲しい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○藤崎委員

例えば、兄が指定校変更して通う中学校に、弟が指定校変更の申請をしたところ、たまたま余裕枠があったために抽選なしに認められたことが、あたかも兄が認められていれば弟も認められるというように、拡大解釈した広まり方をすることがある。

親の立場からすれば小学校6年間の最後になって降ってきたという唐突感もあり、お子さんからすれば大人が決めたルールについてすべて解釈しているわけではないと思う。この唐突感をどのように排除するのか。一つの方法として、このケースはこうなるという事例やいち早く手を打てるような選択肢を区民の目に触れるところに出していく。更には、保護者と子どもがしっかりと話をする機会を持つためのきっかけをつくる方法を検討して欲しい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○横川委員

行政に求められることは、区民に対する丁寧な説明である。行政側としては、文書を出すことで説明をしてはいるが、区民はそれを見ていないということもあると思う。よ

り細かく丁寧な説明をしたほうがいいと感じた。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

○教育長

各委員からの指摘にもあるように改善の余地があると思うので、事務局としても今後しっかり検討して、わかりやすい説明ができるような仕組みをつくっていきたいと思っている。しかし、学校施設の客観的な条件があり、その中で考えざるを得ないことは否定しようがない。その枠の中で、適切に事務改善に努めていきたいと思う。

○委員長

指定校変更を決めるにあたり、担当課は大変な事務作業をしているとは思いますが、保護者へ周知や対応を徹底していただきたい。

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第11号議案について、原案どおり決定してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第11号議案について、原案どおり決定する。

第12号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第12号議案 大田区教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規則について説明する。提案理由は、公文書開示決定延期通知書及び公文書任意的開示決定通知書中の文言を整理するため、規則を一部改正するものである。

第6号様式「公文書開示決定延期通知書」と第8号様式「公文書任意的開示決定延期通知書」の旧様式には「次のとおり開示の決定を延期しました。なお、この決定を行ったときは、速やかに通知します。」という文言があるが、説明が重複していてわかりづらい部分もあった。このため「開示請求のありました公文書につきましては、次のとおり開示の可否の決定を延期しましたので通知します。」という文言に変更する。

○委員長

ただいまの説明に意見、質問はあるか。

○櫻井委員

旧規定は余事記載でわかりづらいと思うので、変更賛成である。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第12号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第12号議案について、原案どおり決定する。

第13号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第13号議案 大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部を改正について説明する。提案理由は、文言を整理するために改正する。

第4号様式「自己情報開示等決定延期通知書」について、旧様式に「なお、決定を行ったときは速やかに通知します。」という文言がわかりづらいので、この文言を省略する。

○委員長

ただいまの説明について意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第13号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第13号議案について、原案どおり決定する。

続いて、第14号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第14号議案、大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の説明をする。平成22年4月1日付け組織改正に伴い、次のとおり整理する。

第2条の表教育総務部の部教育総務課の項中「教育改革担当係長」を削る。

第3条の2第1項中「教育地域力推進担当部長」を「教育地域力・スポーツ振興担当部長」に改め、同条第2項中「学校支援」の次に「及びスポーツ振興」を加える。

第8条の表教育総務部の部教育総務課の款教育改革担当係長の項を削り、同表中「庶

務係 (1) 事務局の庶務に関する事。 (2) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関する事。 (3) 教育委員会の会議に関する事。 (4) 所掌事務に係る広報及び教育行政に関する相談に関する事。 (5) 部内各課及び教育機関との連絡調整に関する事。 (6) 規則、訓令等の立案に関する事。 (7) 公印の管守及び統括に関する事。 (8) 事務局及び教育機関 (他の所管に属するものを除く。) に勤務する職員の任免、服務その他の人事に関する事。 (9) 文書の管理に関する事。 (10) 教育委員会の予算及び決算の調整統括に関する事。 (11) 部内他課及び課内他係に属しないこと。」を「庶務係 (1) 事務局の庶務に関する事。 (2) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関する事。 (3) 教育委員会の会議に関する事。 (4) 所掌事務に係る広報及び教育行政に関する相談に関する事。 (5) 部内各課及び教育機関との連絡調整に関する事。 (6) 規則、訓令等の立案に関する事。 (7) 公印の管守及び統括に関する事。 (8) 事務局及び教育機関 (他の所管に属するものを除く。) に勤務する職員の任免、服務その他の人事に関する事。 (9) 文書の管理に関する事。 (10) 教育委員会の予算及び決算の調整統括に関する事。 (11) 地球温暖化関係法令に基づくエネルギー使用量の把握及び報告に関する事。 (12) 部内他課及び課内他係に属しないこと。」に、

「事業担当係長 (1) 区民学習に関する事。 (2) 団体育成・支援に関する事。 (3) 青少年教育に関する事。 (4) 文化事業等に関する事。 (5) スポーツ大会に関する事。 (6) スポーツ教室に関する事。 (7) 青少年文化・スポーツクラブに関する事。 (8) スポーツ奨励に関する事。 (9) スポーツ指導者育成に関する事。 (10) 体育指導委員に関する事。」を「事業担当係長 (1) 区民学習に関する事。 (2) 団体育成・支援に関する事。 (3) 青少年教育に関する事。 (4) 文化事業等に関する事。 (5) スポーツ大会に関する事。 (6) スポーツ教室に関する事。 (7) 青少年文化・スポーツクラブに関する事。 (8) スポーツ奨励に関する事。 (9) スポーツ指導者育成に関する事。 (10) 体育指導委員に関する事。 (11) 国体に関する事。」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

第1欄	第2欄	第3欄
施設担当課長	学校施設の整備計画、国庫負担金等及び教育委員会所管施設の整備実施等に関する事。	教育総務課長の指定する職員

教育事務改善担当課長	事務局及び学校の事務改善に関すること。	
校外施設整備担当課長	校外施設の整備に関すること。	学務課長の指定する職員

付 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

○委員長

ただいまの説明に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第14号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第14号議案について、原案どおり決定する。

第15号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第15号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について説明する。これも、組織改正に伴うもので、第9条第2項ただし書中「教育改革担当課長及び」を削る。

○委員長

ただいまの説明について意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第15号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

第15号議案について、原案どおり決定する。

第16号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第16号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令につい

て説明する。第5条第1項第3号中「及び幼稚園に勤務する職員」を削る。既に区立幼稚園が廃園されているが、この部分について改正をしていなかったため、今回、改正するものである。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第16号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第16号議案について、原案どおり決定する。

本定例会は、平成21年度最後の定例会になる。人事異動については、まだ発表されていないと思うが、3月31日付けで退職する方や4月1日付けで他部署に異動する方もいると思う。退職や異動をしても、大田区教育委員会の応援団として、お力をいただければありがたい。この場を借りて、今年度中、事務局として協力いただいたことに委員会を代表してお礼を申し上げる。

これをもって、平成22年第3回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時35分閉会)